

※2 年金・給与所得者の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数のことで、2人以上いる世帯に適用します。

- ・給与収入額が55万円を超えるもの
- ・公的年金収入が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・均等割額が5割軽減されます。(資格取得後2年間)
- ・所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(医療分7.2割、子ども分7割)が受けられます。

**保険料の減免等について**

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、税務課担当窓口へお早めにご相談ください。

**令和8年8月以降の医療機関等のかかり方について**

現在お手元にある資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日となっております。令和8年8月以降は下表の方へ新たな資格確認書(ピンク色)又は資格情報のお知らせを税務課から7月下旬にお届けします。

受診区分	84歳以下	85歳以上
次のいずれにも該当する方 ①令和7年5月から令和8年4月までの間、6回以上マイナ保険証で受診 ②令和8年2月から4月までの間、1回以上マイナ保険証で受診	資格情報のお知らせ (引き続き、マイナ保険証で受診してください。必要に応じて申請により資格確認書の交付も可能です。)	資格確認書
上記以外	資格確認書	資格確認書

○資格確認書が届いた方

8月1日からは新たな資格確認書で受診してください。

○資格情報のお知らせが届いた方

資格情報のお知らせは内容をよくご確認のうえ、大切に保管してください。  
なお、マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、資格確認書を交付いたしますので、税務課窓口へ申請してください。

**お問合せ先**

税務課国民健康保険グループ ☎0175-33-2134(直通)  
または「青森県後期高齢者医療広域連合」  
☎017-721-3821(音声ガイダンス1番)  
〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階